環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、コオイムシ、モノアラガイ、カワヂシャ、香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌマムツが確認されているが、起業者は、メダカ、コオイムシ、モノアラガイ、ヌマムツについては河床の瀬と淵を確保することと施工中の水質悪化を避けること等、チュウサギについては餌となる魚類や貝類等の保全のため瀬と淵を確保すること、カワヂシャについては上下流への移植により植生の保護を図ることを行うとしている。さらに、起業者は、今後も動植物に関するモニタリング調査を実施し、自然環境への影響に対して配慮していくとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河積が小さく流下能力が不足していることから、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間の流下能力の向上を図ることを目的として、河道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防嵩上げ案、河道拡幅案（以下「申請案」という。）、河床掘削案の３案の検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は、用地取得面積は最も多いものの、洪水時の水位上昇が抑えられること、工事期間が短期間で済むこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は河積が小さく流下能力が不足しているため、本件区間の背後地では過去頻繁に浸水被害が発生していることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、吉田川流域に関係した自治体、土地改良区などからなる新川吉田川沿岸排水対策促進期成会より本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　香川県高松市役所

官　告　公　示

官　告　事　項

中央卸売市場整備計画の変更の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第５条第１項の規定に基づき、中央卸売市場整備計画（平成24年３月30日公表）の一部を平成25年３月29日に変更したので、同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のようにその内容を公表する。

平成 25 年４月 16 日　　農林水産大臣　林　　芳正

別添１を次のように改める。

（別添１）

運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第２の１の⑸に規定する再編基準に該当する中央卸売市場 ㈱　姫路市中央卸売市場については青果部、福島市中央卸売市場、千葉市中央卸売市場、船橋市中央卸売市場、東京都中央卸売市場大田市場、高知市中央卸売市場及び北九州市中央卸売市場については水産物部、横浜市中央卸売市場南部市場については水産物部及び花き部、青森市中央卸売市場、いわき市中央卸売市場及び宮崎市中央卸売市場については花き部が再編基準に該当する。	宮崎市中央卸売市場	花き部について、平成24年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	佐世保市中央卸売市場干尽市場	平成25年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	北九州市中央卸売市場	水産物部について、平成25年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	福島市中央卸売市場	水産物部について、平成26年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	千葉市中央卸売市場	水産物部について、平成26年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	船橋市中央卸売市場	水産物部について、平成26年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	高知市中央卸売市場	水産物部について、平成26年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	横浜市中央卸売市場南部市場	水産物部について、平成26年度末までに横浜市中央卸売市場本場と統合し、廃止する。花き部について、平成27年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	姫路市中央卸売市場	青果部について、平成27年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	東京都中央卸売市場大田市場	水産物部について、集荷・販売面における東京都中央卸売市場築地市場との連携を図る。
	東京都中央卸売市場足立市場	集荷・販売面における東京都中央卸売市場築地市場との連携を図る。